

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月3日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
[略]				[略]			
警察官 採用試験	[略]		[略] 体力検査 身体計測	警察官 採用試験	[略]		[略] 体力検査
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。